

令和3年度

BIM を活用した建築生産・維持管理
プロセス円滑化モデル事業
(先導事業者型)

募 集 要 領

令和3年3月
国 土 交 通 省
住宅局建築指導課

目 次

1. 補助事業の趣旨	1
2. 補助事業の概要	1
2. 1 公募する事業について【先導事業者型】	
2. 2 応募要件	
2. 3 補助事業の期間	
2. 4 補助金の額	
3. 補助対象の範囲	9
3. 1 補助対象経費	
3. 2 補助対象外経費	
4. 応募から採択決定までの流れ	12
4. 1 手続きの概要	
4. 2 採択に係る審査の方法	
4. 3 採択に係る審査項目	
4. 4 採択に係る審査結果の通知	
4. 5 「パートナー事業者型」について	
5. 応募方法	14
5. 1 公募期間	
5. 2 提出物・提出方法	
5. 3 問い合わせ先	
6. 補助金交付に係る手続き	16
6. 1 交付申請	
6. 2 交付決定	
6. 3 実績報告及び額の確定	
7. 補助金の交付を受けた者の責務	18
7. 1 検証結果報告書の提出	
7. 2 検証の進捗・成果報告	
7. 3 検証の成果の公開・普及	
7. 4 知的財産権の帰属等	
7. 5 取得財産の管理	
7. 6 経理書類の保管	
7. 7 事業に関するアンケート・ヒアリングへの協力	
7. 8 その他	
(参考) パワーポイントによる補足説明資料について	21

別添資料1 国家公務員等の旅費に関する法律（抜粋）

別添資料2 謝金の標準支払基準（抄）

1. 補助事業の趣旨

本補助事業は、BIMを通じたデジタルデータの活用により、建築分野における生産性向上、建築物・データの価値向上や様々なサービスの創出等に向けて、設計・施工等のプロセスを横断してBIMを活用する試行的な建築プロジェクトにおけるBIM導入の効果等を検証する取組について、優れた提案を応募した者に対し、国が当該検証等に要する費用の一部を補助するものです。

なお、本補助事業は当該検証等の支援を通じ、建築分野におけるBIMの普及に向けた検討を進めるもので、本補助事業による検証等の方向性や、進捗・成果については、報告書として公表するとともに、建築BIM推進会議又は建築BIM環境整備部会（またはその他の成果報告会）において報告していただきます。

※本公募は、令和3年度予算によるものであり、令和3年度予算成立等が事業実施の前提となります。また、予算等の成立状況によっては、採択が遅れること等もありますので、あらかじめご了承ください。

2. 補助事業の概要

2. 1 公募する事業について【先導事業者型】

建築BIM推進会議で策定された「建築分野におけるBIMの標準ワークフローとその活用方策に関するガイドライン（第1版）」（令和2年3月策定。以下「BIMガイドライン」という。）の標準ワークフローを前提とした、BIMを活用する試行的な建築プロジェクトについて実施される、以下の（1）及び（2）のいずれも実施する効果検証・課題分析等の取り組みを公募します。

（1）と（2）を組み合わせて、具体的な応募提案を検討ください。

なお、本事業は2年目となります。提案にあたっては、令和2年度の事業者が既に取り組んでいる検証等になっていないか、令和2年度の事業者の提案内容等をよくご確認ください。

公募する事業【先導事業者枠】：BIMガイドラインの標準ワークフローを前提とした建築プロジェクトで以下の（1）及び（2）の両方を実施する事業

（1）BIMを通じたデジタルデータの活用による、BIMの活用による生産性向上、建築物・データの価値向上や様々なサービスの創出等を通じたメリット（特に発注者メリット）の検証等

（2）BIMデータの活用・連携に伴う課題（特に発注者と受注者の役割分担等）の分析等

注：今回の公募は「先導事業者型」の募集となります。

なお、中小事業者がBIMを試行的に活用する「中小事業者BIM試行型」（仮称）のモデル事業について、別途募集を予定しております。また、補助支援対象外ですが、自らの費用負担にて事業を実施し、建築BIM推進会議に連携・提言を行う「パートナー事業者型」（P.13参照）についても、同様に別途募集を予定しております。いずれも提案をご検討される場合は、今後、国土交通省HPをご覧ください。

補足① 公募する「建築プロジェクトでの検証等」について

○BIM ガイドラインの標準ワークフローを前提とした、実際の建築プロジェクトでの検証等を想定しておりますが、

- ・既に実施済みのプロジェクトについて、改めて BIM を活用して検証等するものを含みます。
- ・既に実施済みのプロジェクトであって、BIM で既に執り行っているプロジェクトであっても、改めて検証等を行うものを含みます。また、当該プロジェクトについて、更なる発展的な BIM の活用をシミュレーションしたうえで検証等するものを含みます。
- ・実際の建築プロジェクトと同等の、仮想的なプロジェクトで検証等するものを含みます。(ただし、提案内容に応じて、適切な範囲で与条件を設定するとともに関係法令へ適合させる等、実際の建築プロジェクトと同等であることが必要です。)

○BIM ガイドラインの標準ワークフローを前提としつつ、プロジェクト全体の効果検証等だけでなく、その一部分（例：設計・施工等のプロセス間、又は設計プロセス内や施工プロセス内の情報連携（意匠・構造・設備設計事務所の情報連携や、ゼネコン・サブコン・メーカーの情報連携等）等）の効果検証等も可能です。また、新築工事に係るプロジェクトだけでなく、維持管理や増改築工事に係るプロジェクトで検証等するものを含みます。

補足② 「建築プロジェクトでの検証等」における留意点

○7. の補助金の交付を受けた者の責務に記載している通り、令和3年度末には、当該検証等によって得られた成果をまとめた「検証結果報告書」を作成し、提出しなければなりません。当該報告書は国土交通省HP等にて公開されるものとなります。また、当該報告書には、BIM 実行計画（BEP（BIM Execution Plan））又は BIM 発注者情報要件（EIR（Employer's Information Requirements））や、今後の BIM ガイドライン改訂に向けた提言が含まれます。最終成果物についてはご留意ください。

○建築プロジェクトでの検証等とその成果の取りまとめに当たっては、具体的な建築物の名称や個人名、企業情報、セキュリティに関する情報等、機密情報が含まれると考えられます。上記の通り、「検証結果報告書」については公開することとしておりますので、原則として、機密情報以外については公開していただきます。なお、機密情報や公開情報の範囲については、その成果等の波及性・再現性等に留意しつつ、必要に応じて7. 7の事業に関するヒアリング等で調整させていただきます。

○なお、本補助事業の成果は、当該成果をまとめた「検証結果報告書」であり、7. の補助金の交付を受けた者の責務に記載している通り、補助事業により生じた知的財産権及び取得した財産の所有権は、事業主体に帰属します。そのため、補助事業において作成・活用した BIM データ等についても、事業主体に帰属します。また、当該 BIM データ等の提出・公開は求めておりません。

補足③ 【重要】令和2年度事業からの変更点

○令和2年度の事業者が取り組んでいないメリットの検証や課題の分析等を行うこととします。同じ検証等である場合、評価できません。

- ・類似の検証等に取り組む場合、令和2年度事業の不十分な点を明らかにするなど、発展的な検証等であることがわかるようにしてください。
- ・特に検証等されていないものとして、例えば以下のようなものがありますので、積極的にご検討ください。
 - ✓ 令和2年度の事業者が取り組んでいない用途（例：商業施設、住宅、生産施設等）
 - ✓ 構造方法（例：木造等）
 - ✓ 供給方法の違い（例：全国チェーン施設による標準化されたシステム設計等）
 - ✓ BIM を含むデジタルデータと新技術・サービスとの連携、BIM データの売買、不動産評価、他分野との連携等

○特に

- ・今年度の（1）のメリットの検証等においては、必ず発注者の定量的な効果検証等を盛り込んで提案してください。（次ページ（P. 4）参照）
- ・今年度の（2）の課題の分析等においては、必ず発注者と受注者の役割分担等の在り方に関する分析等を盛り込んで提案してください。（P. 6 参照）

(1) 「BIMの活用によるメリットの検証等」について（詳細）

BIMガイドラインに沿って行われる建築プロジェクトにおける、設計、施工、維持管理等の各プロセス、またはそれらを横断するプロセスにおけるBIMの活用による生産性向上等のメリットに対する定量的な効果検証等を行うものです。

定量的に検証する効果は、それぞれの応募提案で具体的に設定してください。効果については、複数設定することも可能です。（例：業務量の削減（人・日）、所要期間の短縮（日、時間）等）

特に今年度からの変更点として、必ず発注者の定量的な効果検証等を盛り込んで提案してください。なお、発注者以外のメリットに係る定量的な効果検証等も盛り込むことは可能ですので幅広に効果検証等をご検討ください。

（例えば受注者側で提案する場合には、受注者の生産性向上を目指すものであっても、生産性向上の効果検証等だけでなく、それによるコストの低減や工期の短縮など、発注者のメリットに係る定量的な効果検証等を盛り込んでください。）

また、発注者自身又は第三者がBIMデータを先導的な用途・目的のために利活用する試行的な検証等を提案することも可能です。）

＜参考 効果検証等の提案例＞

- （※あくまで例示であり、応募提案は以下に限りませんので、幅広にご検討ください。なお、いずれも定量的に検証する必要があります。）
- ・BIMを含むデジタルデータと新技術・サービス、他分野との連携によるメリットとコスト・労力等の検証
 - ・建築物の利活用情報等、BIMデータを通じたビッグデータの収集・データ売買とその活用による付加価値等の検証
 - ・コンピューターデザインや専門会社によるデジタルファブリケーションなど、BIMを活用することで可能となる新たな建築デザインによる建築物の価値創造等の検証
 - ・BIMデータの公開による不動産流通の促進、不動産評価での活用に係る将来的なメリットの検証
 - ・3Dモデルの使用による合意形成の円滑化に伴う業務量の削減効果等の検証
 - ・図面間の整合性の確保による不整合箇所の減少率や、それに伴う手戻りの発生抑制による業務量の削減効果等の検証
 - ・BIM活用による品質問題、不具合箇所等の発生率減少効果等の検証
 - ・コスト算出の迅速化による業務量の削減効果等の検証
 - ・工程管理の精度向上による工期の短縮効果等の検証
 - ・維持管理データベースの統合による業務量の削減効果等の検証
 - ・BIMデータの受け渡しによる重複入力作業の効率化に伴う業務量の削減効果等の検証
 - ・設計段階での施工計画検討の前倒し実施（フロントローディング）による工期の短縮効果やコストの低減効果等の検証

- ・BIM 活用によるコミュニケーションの円滑化に伴う、業務方法の改善効果の検証（テレワークの実施や、遠隔地での業務体制構築と進捗管理による、業務量やコストの削減効果等）
- ・BIM とセンター等との連携による、効率な施工による業務量やコスト等の削減効果や、建築物の効率な維持管理による付加価値等の検証

また、効果を測定するための比較基準についても、効果が適切に定量的に検証できるよう、それぞれの提案で具体的に設定してください。（例：CAD 等を活用している場合の業務量との比較 等）

さらに、当該比較基準に照らして、期待される効果の目標についても、それぞれの提案で具体的に設定してください。（例：業務量を、比較基準に照らして 1 割削減 等）

なお、実際の効果検証に当たっては、（（2）で分析する）様々な課題が挙げられることが考えられます。その際には、当該課題が解決された場合の効果についても検証してください。また、効果については、当該プロジェクトの用途や規模、構造種別、利用・維持管理方法等といった当該プロジェクト固有の条件による影響を考慮して検証を行ってください。

特に、比較基準の設定や、今後の課題を解決した場合の効果の検証等、効果検証に当たっては適宜様々な仮定の上、諸条件を設定することも考えられますが、その場合には具体的に設定の考え方や根拠等を示す必要があります。

(2) 「BIM データの活用・連携に伴う課題の分析等」について（詳細）

発注者や、設計、施工、維持管理等を行う関係事業者など、様々な関係者間において、BIM ガイドラインに沿って BIM データを受け渡し等しつつ連携する場合に生じる課題の分析や、その解決策の検討を行うものです。

分析する課題について、事前に想定されるものを、それぞれの応募提案で具体的に設定してください。課題については、複数設定することも可能です。また、あわせて当該課題の解決策の検討の方向性も具体的に設定してください。

特に今年度からの変更点として、必ず発注者と受注者の役割分担等の在り方に関する分析等を盛り込んで提案してください。具体的には、設定した課題を解決し、BIM の活用効果を最大にするには、発注者と受注者がそれぞれどのタイミングで何をどのように行うべきか、更には BIM 発注者情報要件 (EIR) 及び BIM 実行計画 (BEP) に事前に盛り込むべき内容は何か等の分析等を提案に盛り込んでください。

また、今後の BIM ガイドライン改訂に向けた提言を検証結果報告書に盛り込む必要がありますので、それを見据えた課題を設定してください。

なお、設定する課題については、応募提案に際し、BIM ガイドライン又は「建築 BIM の将来像と工程表」（令和元年 9 月建築 BIM 推進会議策定）の工程表（以下「工程表」という。）における該当箇所を明示してください。

また、（1）でも記載した通り、設定した課題が解決した場合の効果についても検証してください。さらに課題については、当該プロジェクトの用途や規模、構造種別、利用・維持管理方法等といった観点からの検証も必要です。

＜課題分析等の提案例＞

（※あくまで例示であり、応募提案は以下に限りませんので、幅広にご検討ください。）

- ・ 設計段階から施工段階への BIM データの受け渡しにおける、モデリング・入力ルールや確定範囲の伝達手段等の課題分析（該当：BIM ガイドライン 3-1、参考資料たたき台）
- ・ 設計 BIM を活用した維持管理 BIM の作成業務における、維持管理段階で必要となる情報入力ルール等の課題分析（該当：BIM ガイドライン 3-2）
- ・ 設計における BIM の整合性確保や、設計変更等に起因する契約内容と BIM の不整合等に関する課題分析（該当：BIM ガイドライン 3-1）
- ・ 標準ワークフローに沿った、設計 BIM や施工 BIM、維持管理 BIM の関係者間の適正なデータ連携手法の課題分析（該当：工程表 5-2）
- ・ 上記課題に係る BIM 実行計画 (BEP) 又は BIM 発注者情報要件 (EIR) の標準的なあり方の検討等（該当：工程表 1-2、1-3）、竣工モデルのあり方の検討等（該当：工程表 1-4）、部品メーカーとのかかわり方の整理（該当：工程表 1-5）、BIM を活用した場合の契約・業務報酬・著作権のあり方の検討（該当：工程表 1-6、1-7、1-8）

2. 2 応募要件

(1) 応募者は、補助を受けて実施する事業期間内においての効果検証・課題分析等に取り組もうとするものとします。

(2) 応募者は、次の①～⑦に該当し、効果検証・課題分析等を行おうとする者とします。

- ① 応募者は民間事業者等※であること。また、効果検証・課題分析等の対象となる建築プロジェクトの発注者又は所有者ではない場合には、発注者等の了解を得ていること。

※民間事業者等には、建築プロジェクトの発注者又は所有者だけでなく、設計者、施工者、維持管理者、各種コンサルタント等、発注又は受注された建築プロジェクトに関与する者を含みます。

また、国公立大学や独立行政法人などを含みます。なお、地方公共団体は含みません（ただし、例えば地方公共団体の庁舎等について、地方公共団体の了解を得て民間事業者等である設計者又は施工者等が応募提案することは可能です）。

- ② 効果検証・課題分析等を確実に遂行するに足る技術的能力を有すること。
- ③ 効果検証・課題分析等を確実に遂行するために必要な費用のうち、自己負担分の調達に関し十分な経理的基礎を有すること。
- ④ 効果検証・課題分析等に係る経理その他の事務について、的確な管理体制・資格及び処理能力を有すること。
- ⑤ 事業期間内での効果検証・課題分析等を達成するために必要な体制及び能力を有すること。
- ⑥ 平成30年度以降、国土交通省住宅局が所管する他の補助事業において補助金返還命令を受け、事業実施期間において本補助金への申請が制限されていないこと。
- ⑦ 暴力団又は暴力団員ではないこと、及び暴力団又は暴力団員と不適切な関係ないこと。

(3) 一応募者につき、応募は一提案に限ります。

- 同一の応募者が複数の提案を応募することはできません。
- 複数の者が共同して応募することも可能です。その場合、その中から応募者の代表を定めたうえで応募してください。また、提案の際に構成員として応募者すべてを記載してください。
- また、同一の内容で、国の他の補助金等を受けている事業の応募は認められません。

2. 3 補助事業の期間

補助金の交付を受けることができる効果検証・課題分析等の事業期間は原則として単年としますが、単年での事業実施が困難な場合に限り、最長2年間までを認めます。ただし、複数年間にわたって実施する内容で採択された場合であっても、補助金の交付は年度ごとに決定されますので、毎年度応募し、採択される必要があります。この場合、実績報告の審査により、効果検証・課題分析等の進捗・成果等が適切と認められない場合、翌年度以降の事業について不採択や一部のみの採択とします。

また、継続採択がされなかった場合であっても、補助を受けた効果検証・課題分析等について、7. の補助金の交付を受けた者の責務は適用されます。

なお、今年度の補助事業の期間は以下の通り予定しています。

- ・補助金交付決定通知の交付日（令和3年6月目途）から令和4年3月4日（金）まで

2. 4 補助金の額

一提案当たりの補助金の額は、3. 1に掲げる経費以内の額とし、一事業当たり3,000万円を限度とします。

3. 補助対象の範囲

効果検証・課題分析等の計画の遂行に必要な経費として次の経費を計上できます。

応募に当たっては、補助事業実施期間における効果検証・課題分析等に要する経費の概算を提出することとなります。補助金の採択額は、応募書類に記載された金額及び効果検証・課題分析等の計画等を総合的に考慮して決定しますので、必ずしも当初の応募書類の額とは一致しません。

なお、本補助事業に係る補助金の財源は国の予算であるため、補助金の支出に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」、「国土交通省所管補助金等交付規則」及び「住宅市場整備推進等事業費補助金交付要綱」に基づいた適切な経理を行わなければなりません。

3. 1 補助対象経費

(1) 人件費（給料及び職員手当等）

補助事業者（複数事業者による提案の場合における共同事業者を含む。以下同じ。）に所属する職員が当該補助事業に従事する時間に応じた給料（職員負担分の社会保険料を含む。）及び各種職員手当の相当分です

＜職員手当の例＞期末手当（賞与）、残業手当、通勤手当、家族手当、住居手当など

給料等の算出方法は原則として、補助事業に従事した月の給料等の支払い実額に当該月の補助事業に従事した時間を当該月の総勤務時間で除して得た値を乗じた額を補助事業実施期間で合計してください。

$$\sum_{\substack{\text{補助事業} \\ \text{実施期間}}} \{ (\text{補助事業に従事した月の給料支払い総額}) \times \frac{(\text{当該月の補助事業に従事した時間})}{(\text{当該月の総勤務時間})} \}$$

(2) 旅費

補助事業者に所属する職員のうち、補助事業に参加する者が、当該補助事業を行うために直接必要な出張等（一行程につき最長2週間程度のものに限る。）に伴う交通費及び宿泊費です。国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年4月30日法律第104号）（以下、「旅費法」という。）に準じて算出される額とします。

ただし、対象とする旅費の種類は旅費法第6条の第2項から第5項、及び第7項（別添資料1参照）に定めるものに限り、これらの費用について同法内の定めに従って算出される額とします。なお、宿泊料は、旅費法により算出される額と、実費とのいざれか少ない額とします。

※補助事業者又は共同事業者独自の規程による単価での計上は認められません。

※原則、タクシーでの移動は対象外とします。

(3) 庁費（賃金）

当該補助事業を実施するための資料整理、技術資料の収集等を目的とし、補助事業者が本補助事業に専属の者として、直接雇用する補助員等に支払う賃金（時間給又は日給。）です。ただし、雇用に伴う諸手当、社会保険料等の補助事業の実施に関連のない経費は対象外となります。

＜具体例＞人材派遣、アルバイトなど

※補助事業以外の業務にも従事する派遣職員等は人件費に計上してください。

（4） 庁費（報償金）

補助事業を遂行するために必要な知識、情報、技術の提供等、本補助事業に協力を得た者（補助事業者に所属する者は除く。）に支払う経費です。報償金の額は謝金の標準支払基準（別添資料2参照）に準ずるものとします。

やむを得ずこれにより難い場合は、事前に国土交通省担当者に相談してください。

＜具体例＞技術指導、会議出席、資料提供など

（5） 庁費（需用費）

補助事業を実施するために必要となった事業用等の消耗器材、その他の消耗品及び備品等に付随する部品等を購入する経費の実費を補助対象とします。

＜具体例＞消耗品費、印刷製本費、文献購入費、水道光熱費、送金手数料、収入印紙代など

（6） 庁費（役務費）

補助事業を実施するために必要であるが、当該補助事業の本質をなす発想を必要としない単純労働を外注するための経費の実費を補助対象とします。

役務費のうち、報告書の筆耕料の額は謝金の標準支払基準（別添資料2参照）に準ずるものとします。（別添資料2の別表3のうち、原則として、区分③の単価を限度とします。）

＜具体例＞データ整理等の外注、通信運搬費、物品保管料など

（7） 庁費（委託料）

補助事業の実施のために必要となるが、当該補助事業の本質をなす発想を必要としない定型的な業務を、委託契約を締結して他の機関等に委託するための経費の実費を補助対象とします。ただし、原則として、委託料は各年度の補助事業費の50%を超えない範囲としてください。また、委託費を計上する場合には、委託が必要な理由を様式3-1に記載してください。

＜具体例＞プログラム作成、システム構築、設計、評価・検証、データ分析の委託など

※複数事業者共同での提案で採択された場合に、当該事業者間での業務委託による委託料は補助対象外とします。

（8） 庁費（使用料及び賃借料）

補助事業において使用される物品その他の借上等に係るリース費用です。本補助事業以外の業務と兼用とする設備等のリース費用については、国土交通省担当者に事前に相談し、按

分割合の根拠を明確にしたうえで、それぞれの業務に従事する稼働割合で按分してください。

＜具体例＞設備の貸借（リース）、借料・損料、会場借上など

（9） 庁費（備品購入費）

本補助事業に供する器具機械類その他の備品並びに標本等（以下「備品等」という。）は、リース等での調達のうえ、（8）庁費（使用料及び貸借料）への計上を原則とし、補助事業終了後に残存価値が生じるもの（購入価格が2万円以上で耐用年数が1年以上）は、原則的に補助対象外とします。

ただし、やむを得ずこれにより難い場合は、事前に国土交通省担当者に相談のうえ、購入せざるを得ない理由があると認められる場合に限り、本項目での補助対象とします。その場合は、リース等での調達が困難な理由を様式3-1に記載いただいた上で、当該備品等の購入額から補助事業終了時点の残存価額を差し引いた額を補助対象とします。なお、補助対象額の算出に際しては、「補助事業等における残存物件の取扱いについて」（昭和34年3月12日付建設省会発第74号建設事務次官通達）を参照してください。

＜具体例＞パソコン周辺機器、ソフトウェアなど

3. 2 補助対象外経費

原則として、3. 1に記載された経費以外の経費は対象外としますが、以下に掲げる経費も対象外とします。

① 本事業の実施に際して、間接的に係る事務的経費（間接経費）

＜具体例＞管理部門の経費（管理経費）

補助事業以外の事業と共に使用する施設等に係る経費（共通業務費）等

② 建物等施設の建設、不動産取得に関する経費

③ 本補助事業の補助員等に支払う経費のうち、労働時間に応じて支払う経費以外の経費

＜具体例＞雇用関係が生じるような月極の給与、退職金、ボーナス等の各種手当等

※ただし、労働者派遣事業者との契約により、補助員等を受け入れるために必要な経費は庁費（需用費）として補助対象とします。

④ 国内外を問わず、本補助事業に直接関係のない学会出席、視察・情報収集、シンポジウム等のための交通費・宿泊費、参加費

⑤ 食糧費

※ただし、学識経験者による検討会等、補助事業の執行上特に必要な場合のお茶代に限っては補助対象とします。

⑥ 当該検証等を実施中に発生した事故・災害の処理のための経費

⑦ 国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号の掲げる資金を含む。）の対象費用

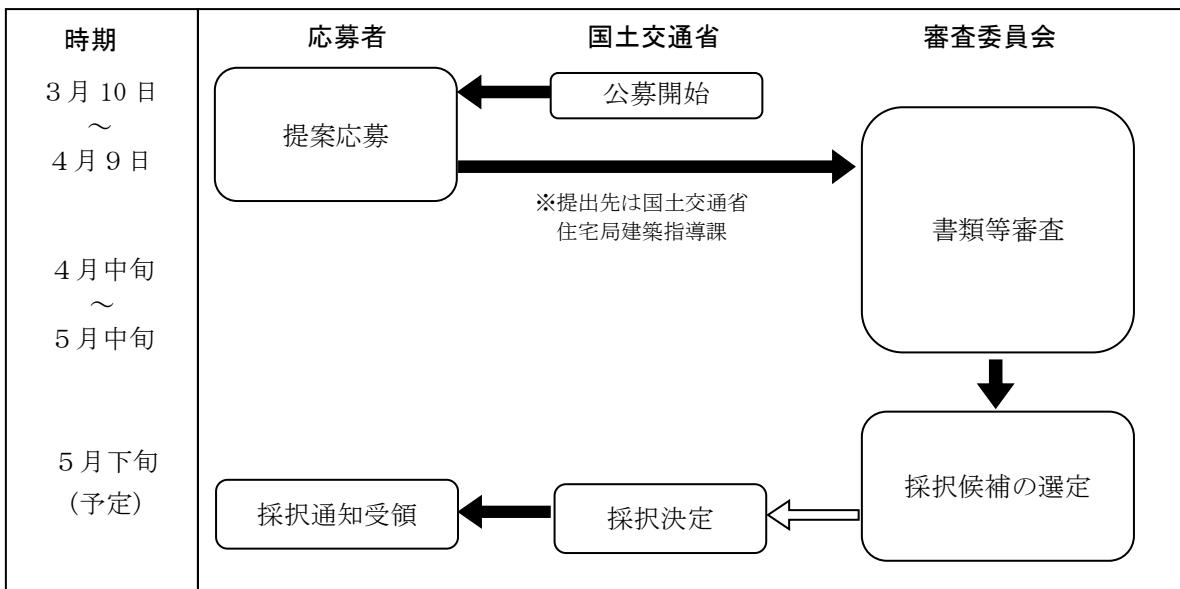
⑧ その他、本補助事業の実施に關係のない経費

4. 応募から採択決定までの流れ

4. 1 手続きの概要

提案応募の手続きの概要は、以下のとおりです。

- ・国は、本補助事業の応募に必要となる要件を定めて公募を行います。
- ・応募のあった提案について、学識経験者からなる審査委員会における審査の結果を踏まえて、国が採択を決定します。



※スケジュールは今後変更することがあります。

4. 2 採択に係る審査の方法

提出された応募書類について、評価事業者が設けた、学識経験者等で構成される評価委員会での評価を行い、採択の候補を選定します。その結果を踏まえて、本事業に係る令和3年度予算の範囲内で国土交通省が事業の採択を決定します。審査にあたっては、書類審査及び必要に応じてヒアリング審査を行います。なお、審査委員会の委員等名簿は採択の決定まで原則非公開とし、審査委員会の議事録は非公表とします。

4. 3 採択に係る審査項目

提案内容の審査においては、応募要件への適合性と以下の（1）から（6）までの項目について審査を行います。

（1）事業の趣旨・目的への適合性

本事業の趣旨・目的を理解し、提案する事業においてBIMの活用手法や、検証する効果やその比較基準・目標、分析する課題等を適切に設定できているかについて審査します。

（2）事業の実現可能性・熟度

提案された取組に関する実施計画や実施体制等の実現の可能性、スケジュールの具体性

等の観点から、事業の実現可能性・熟度について審査します。

(3) 事業の発展性

本事業の成果を公表・展開することで、BIMによる建築分野の生産性向上の取組や検討等を更に進展させるかといった事業の発展性について審査します。

(4) 事業の波及性

本事業の成果を公表・展開することで、BIMによる建築分野の生産性向上や普及等、市場の共通課題の解決につながるかといった事業の波及性について審査します。

(5) 事業の効率性

本事業の実施に当たって、検証内容や得られる成果等に対し、効率的な実施計画や実施体制となり、費用対効果が最大限発揮されるかについて審査します。

(6) その他

過去に本補助金の交付を受けた者で、事業の執行に関し不適切な対応があった等、本補助事業の採択にあたって不適切と認められる者が応募者（複数者からなる場合はその構成員を含む。）に含まれる場合は、当該応募者の提案を不採択とする場合があります。

4. 4 採択に係る審査結果の通知

国土交通省において採択を決定した後、結果を応募者に通知します。

採択された提案については、提案名、応募者名、事業概要、審査結果、採択額等を報道発表し、国土交通省のホームページに掲載します。

4. 5 「パートナー事業者型」について

補助支援対象外ですが、発注者メリットに限らない広範なメリットや課題について、自らの費用負担にて検証等を行う事業を実施し、建築BIM推進会議と連携するとともに提言を行う「パートナー事業者型」について、別途募集を予定しております。

先導事業者型と同様、学識経験者からなる審査委員会における審査の結果を踏まえて、国が採択を決定します。

先導事業者型に提案され、採択に至らなかった場合でも、その後「パートナー事業者型」に提案することも可能です。 提案をご検討される場合は、今後の公募内容を国土交通省HPにてご確認ください。

5. 応募方法

5. 1 公募期間

令和3年3月10日（水）～同年4月9日（金）必着

5. 2 提出物・提出方法

（1）応募書類

応募書類は以下のとおりです。

① BIM を活用した建築生産・維持管理プロセス円滑化モデル事業 提案 申請書	
・表紙	(様式1-1)
・基本情報	(様式1-2)
・事業の概要	(様式2)
・実施体制 (別紙1：財務諸表、別紙2：事業の実施体制を示す組織図を添付)	(様式3-1)
・プロジェクト実施工程+効果検証・課題分析 フロー	(様式3-2)
・補助事業者等に関する確認書（全構成員分）	(様式4)
② パワーポイントによる補足説明資料（P.21を参照） 【任意】当該補足説明資料の解説資料（同上）	

※応募書類は日本語で、活字体（手書きは不可）にて作成してください。

※様式3-1別紙1の財務諸表は貸借対照表、損益計算書をそれぞれ2期分添付してください。

※審査等で必要が生じた場合、様式の変更、追加書類の提出を求めることができます。

※提案申請書の様式は、次のホームページからダウンロードすることができます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_000867.html

（2）提出物

・応募書類（A4版、両面印刷、クリップ止め）	15部（原本1部、写し14部）
・応募書類の電子ファイルを格納したCD-R 又はDVD-R	1枚

※CD-R又はDVD-Rには「令和3年度BIMを活用した建築生産・維持管理プロセス円滑化モデル事業」と「応募提案名」を記載してください。

※応募書類及び応募書類の電子ファイルを格納したCD-R等は返却しません。

（3）提出先

以下の宛先に郵送により提出してください。郵送時は、封筒の表側に「BIMを活用した建築生産・維持管理プロセス円滑化モデル事業 応募書類在中」と記載してください。な

お、応募書類の差し替えは固くお断りします。また、応募者に対して提出書類を受領した旨の連絡は行いませんので、応募者自身で配達状況を確認できる方法（特定記録郵便物等）で送付してください。

国土交通省住宅局建築指導課
BIM を活用した建築生産・維持管理プロセス円滑化モデル事業担当
〒100-8918
東京都千代田区霞が関 2－1－3

(4) 注意事項

応募書類が、募集要領に従っていない場合、不備がある場合、又は記述内容に虚偽があった場合は、原則、応募を無効とします。

5. 3 問い合わせ先

問い合わせ先は、以下のとおりです。

国土交通省住宅局建築指導課
BIM を活用した建築生産・維持管理プロセス円滑化モデル事業担当（内線 39-519、39-542）
メール：suzu-k2zq@mlit.go.jp、kojima-m28h@mlit.go.jp
TEL：（代表）03-5253-8111 FAX：03-5253-1630

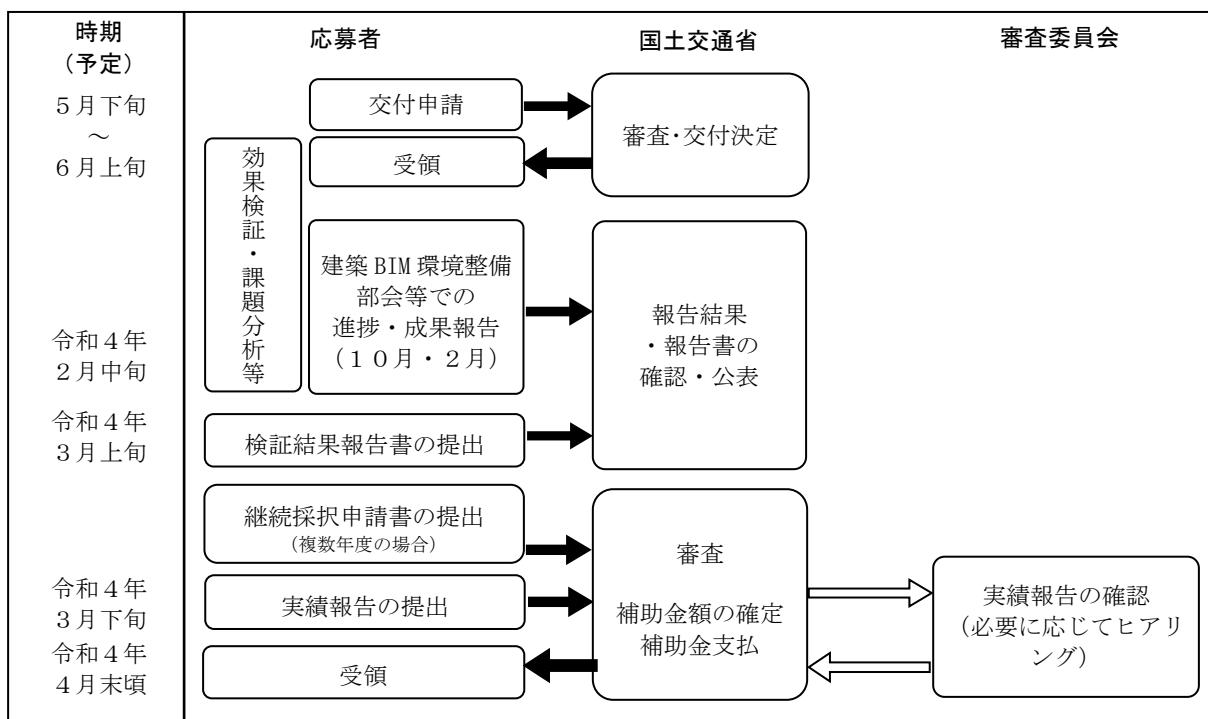
6. 補助金交付に係る手続き

補助金の交付を受けるには、採択を受けた後に交付申請を行い、交付決定を受け、当該年度の事業が終了した後に実績報告を行う必要があります。交付申請および実績報告の手続きは採択結果の通知時に配布する交付申請等マニュアルに従って行ってください。

なお、採択をもって事業の着手が可能なものとしますが、交付決定を受けていない経費は補助の対象外となることに留意してください。

採択後の手続きの流れは、次のとおりです。

※応募者が複数者からなる場合については、代表者が全体をとりまとめて実施していただきます。（代表者以外の応募者構成員は代表者に手続きを委任する旨の書面を提出していただきます。）



※スケジュールは今後変更することがあります。

6. 1 交付申請

応募者（複数者からなる場合は代表者）は、採択内容の範囲内で効果検証・課題分析等に要する経費および補助金額を計上し、国土交通省に申請します。

6. 2 交付決定

交付申請を受け、国土交通省において以下の事項等について審査し、交付決定を行います。

交付決定の結果については、交付要綱に従って申請者に通知します。

- ・交付申請の内容が採択された提案内容に適合していること。
- ・申請されている補助額が採択時に通知する交付上限額以下であること。
- ・採択された提案で計上されていない科目の経費を計上していないこと。

6. 3 実績報告及び額の確定

当該年度の補助事業の終了後、効果検証・課題分析等の実施内容および経費の支払実績を国土交通省に報告します。国土交通省は、実績報告を受け、採択・交付決定の内容に照らして効果検証・課題分析等の実施状況および経費の支払状況について審査を行います。また、審査委員会において実績報告の確認を行います。提出された実績報告書から効果検証・課題分析等の実施状況が確認できない場合には、ヒアリングを実施することがあります。

実績報告に係る補助事業の実施状況が、採択・交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、支払いの手続きを行います。実績報告書の内容及び事業に要した経費が採択・交付決定の内容と異なる場合は、補助金の額を減額し、又は交付を行いません。

なお、令和3年度の補助事業に係る補助金の支払いは令和4年4月末となる予定です。

7. 補助金の交付を受けた者の責務

本補助金の交付を受けた者（以下「事業主体」という）は、次の条件を守らなければなりません。

7. 1 検証結果報告書の提出

令和3年度末には、当該事業の実績報告とは別に、当該検証等によって得られた成果をまとめた検証結果報告書を作成し、提出しなければなりません。なお、国土交通省は提出された検証結果報告書を自由に公開できるものとします。

また、報告書として、

- ・補助事業に係る部分について、事業主体が受注者であればBIM実行計画（BEP）、発注者であればBIM発注者情報要件（EIR）及びBIM実行計画（BEP）を作成し、提出しなければなりません。
- ・今後のBIMガイドライン改訂に向け、具体的なBIMガイドラインの見直しに向けた提言（該当箇所と追加・変更すべき記載、その理由等）を盛り込んでください。

<検証結果報告書の構成（例）>

- ・補助事業に係るプロジェクトの情報（用途、規模、構造種別、事業実施したプロセス等）
- ・提案内容（設定した定量的に検証する効果・比較基準・目標や、課題・解決策の方向性等）
- ・検証等の内容（前提条件、実施方法、体制、留意点等）
- ・検証等の結果（定量的な効果（発注者のメリットを含む）とその課題、課題の解決策等）
- ・より発展的に活用するための今後の課題（その場合の定量的な効果見込みや、他の検討・解決すべき課題、今後の課題検討に向けたロードマップ等）
- ・補助事業に係るプロジェクトのBIM実行計画（BEP）、BIM発注者情報要件（EIR）、プロジェクトの実情に応じて配慮した点等
- ・具体的なBIMガイドラインの見直しに向けた提言（該当箇所と追加・変更すべき記載、その理由等）

※原則として、機密情報以外については公開していただきます。なお、機密情報や公開情報の範囲については、その成果等の波及性・再現性等に留意しつつ、必要に応じて7. 7の事業に関するヒアリング等で調整させていただきます。

※検証結果報告書の具体的な様式等は、採択を受けた後にご案内します。

7. 2 検証の進捗・成果報告

本補助事業では、当該検証等の実施期間中（または実施期間終了後）、当該補助事業の方向、進捗、成果を建築BIM推進会議又は建築BIM環境整備部会（またはその他の成果報告会）にて報告していただきます。国土交通省は当該報告結果をホームページにて公表するとともに、周知のために適宜建築BIM推進会議の資料等で引用し、公表します。

7. 3 検証の成果の公開・普及

本補助事業で実施した検証等により得られた成果については、積極的に成果の公開・普及を行ってください。なお、新聞、図書、雑誌論文等による当該検証等の成果の発表に際しては、本補助事業の成果であることを必ず明記し、公表した資料については国土交通省に提出しなければなりません。

7. 4 知的財産権の帰属等

本補助事業により生じた知的財産権は、事業主体に帰属します。

7. 5 取得財産の管理

本補助事業により取得した財産の所有権は事業主体に帰属します。ただし、本補助事業により取得した財産又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後も、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。

また、国土交通大臣の承認を受けないで補助金等の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはなりません。ただし、承認を得て当該財産を処分したことにより収入があった場合には、交付した補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を国に納付されることを条件とします。

7. 6 経理書類の保管

事業主体は、補助事業に要した費用について他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存しておかなければなりません。

7. 7 事業に関するアンケート・ヒアリングへの協力

事業主体は、事業期間又は終了後、必要に応じて、当該事業及びその後の状況に関する調査・評価等のためのヒアリング又はアンケート等に協力していただきます。特に、機密情報や公開情報の範囲については、ヒアリング等で調整させていただきます。

7. 8 その他

なお、本資料によるほか、補助金の交付等に関しては、次の各号に定めるところにより行う必要があります。

- 一 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）
- 二 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）
- 三 國土交通省所管補助金等交付規則（平成 12 年總理府・建設省令第 9 号）
- 四 補助事業等における残存物件の取扱いについて（昭和 34 年 3 月 12 日付建設省会発第 74 号建設事務次官通達）
- 五 住宅局所管補助事業の附帯事務費等の使途基準について（平成 7 年 11 月 20 日付建設省住総発 172 号住宅局長通達）
- 六 住宅局所管補助事業等における消費税相当額の取扱いについて（平成 17 年 9 月 1 日付國住総第 37 号住宅局長通知）
- 七 住宅局所管補助事業等により取得した財産等の取扱いについて（平成 20 年 12 月 22 日付國住総第 67 号住宅局長通知）
- 八 住宅市場整備推進等事業費補助金交付要綱（平成 21 年 4 月 1 日付國住生第 4 号）
- 九 その他関連通知等に定めるもの

(参考)

パワーポイントによる補足説明資料について

パワーポイントによる補足説明資料は、提案申請書を補足する資料です。写真や図表を掲載するなど具体的にわかりやすく説明し、次のとおりまとめてください。

パワーポイント補足資料の構成（例）

ページ（例）	記載事項
1 (表紙)	<ul style="list-style-type: none">・年度（令和3年度）・応募提案名（○○の効果検証・課題分析）・応募者の名称
2	<ul style="list-style-type: none">・プロジェクトの概要（用途、規模、構造種別、検証等を行うプロセス等）
3	<ul style="list-style-type: none">・プロジェクトにおけるBIMの活用の目的とその手法
4～8	<ul style="list-style-type: none">・検証する効果等（特に発注者のメリットを含む）とその課題等 または分析する課題等とそれを解決した際の効果等
9	<ul style="list-style-type: none">・実施の手順、体制等（特に発注者及び受注者の関係等を含む）
10	<ul style="list-style-type: none">・本事業を経て目指すもの、目標、解決する課題、成果等

※1 本資料は表紙をあわせて合計10ページに上記の事項を記載してください。それぞれのページ構成はあくまで例であり、応募提案に応じて変更が可能ですが、提案申請書の内容を包含する形にしてください。

※2 A4版の原稿方向は横使いとし、1スライド1ページで、通しページを付して両面印刷してください。

※3 本補足説明資料について、必要があれば概ね3,000文字程度の解説文をまとめた資料を添付してください（任意・様式自由・PDFファイル）。

（昨年度は補足説明資料を説明した映像データの作成を求めておりましたが、今年度から解説文となり、また添付は任意となりましたのでご注意ください）

国家公務員等の旅費に関する法律

(昭和二十五年四月三十日法律第百十四号・令和元年六月十四日公布(令和元年法律第三十
七号)改正)【抄】

(旅費の種類)

第六条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手
当、扶養親族移転料、支度料、旅行雑費及び死亡手当とする。

- 2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。
- 5 車賃は、陸路(鉄道を除く。以下同じ。)旅行について、路程に応じ一キロメートル当りの定額
又は実費額により支給する。
- 6 日当は、旅行中の日数に応じ一日当りの定額により支給する。
- 7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ一夜当りの定額により支給する。

(略)

(宿泊料)

第二十一条 宿泊料の額は、宿泊先の区分に応じた別表第一の定額による。

- 2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない
事情に因り上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

(略)

別表第一 内国旅行の旅費(第二十条—第二十四条、第二十七条、第二十八条関係)

一 日当、宿泊料及び食卓料

区分		日当(一日 につき)	宿泊料(一夜につき)		食卓料(一夜 につき)
			甲地方	乙地方	
内閣総理 大臣等	内閣総理大臣及び最 高裁判所長官	三、八〇〇 円	一九、一 〇〇円	一七、二 〇〇円	三、八〇〇円
	その他の者	三、三〇〇 円	一六、五 〇〇円	一四、九 〇〇円	三、三〇〇円
指定職の職務にある者		三、〇〇〇 円	一四、八 〇〇円	一三、三 〇〇円	三、〇〇〇円
七級以上の職務にある者		二、六〇〇 円	一三、一 〇〇円	一一、八 〇〇円	二、六〇〇円

六級以下三級以上の職務にある者	二、二〇〇 円	一〇、九 〇〇円	九、八〇 〇円	二、二〇〇円
二級以下の職務にある者	一、七〇〇 円	八、七〇 〇円	七、八〇 〇円	一、七〇〇円

備考

宿泊料の欄中甲地方とは、東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市のうち財務省令で定める地域その他これらに準ずる地域で財務省令で定めるものをいい、乙地方とは、その他の地域をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。

「謝金の標準支払基準」の改定について

平成 27 年 3 月 6 日
各府省等申合せ

平成 27 年 4 月 1 日から一般職の職員の給与に関する法律第 22 条第 1 項の支給限度額及び人事院規則 9-1（非常勤職員の給与）第 2 条の「あらかじめ人事院の承認を得たものとみなす額」が引き下げられることに伴い、平成 27 年 4 月 1 日から適用される手当額を反映した「謝金の標準支払基準」（平成 21 年 7 月 1 日各府省等申合せ）を別紙のとおり改定する。

謝金の標準支払基準

Ver.1-4

平成 21 年 7 月 1 日
各府省等申合せ
平成 22 年 1 月 20 日
一部改定
平成 24 年 3 月 30 日
一部改定
平成 26 年 3 月 31 日
一部改定
平成 27 年 3 月 6 日
一部改定

各府省等が適用する謝金の標準支払基準（以下「本基準」という。）は、以下のとおりとする。

第 1 総論

1. 標準化についての基本的な考え方

各府省等が開催する懇談会等行政運営上の会合（注 1）への出席に対する会議出席謝金、講師等に対する講演謝金等の諸謝金については各府省等が個別に定めており、標準化が図られていない。

このため、政府全体としての支払基準の整合性の確保及び謝金に係る府省共通システムの効率的な整備を図る観点から、これまでの各府省等における節約努力を尊重しつつ、可能な限り政府全体として標準化を図る。

各府省等は、2.項に定める本基準の適用範囲の謝金について、原則として第2に定める支払基準を遵守する。ただし、各府省等は、本基準の適用範囲において、第2に定める支払基準によりがたい場合は別の定めをすることができるものとするが、その場合、各府省等は設定額の妥当性について明確にしておかなければならない。

なお、別の定めを行う場合であっても、今後の支払状況等を勘案しつつ各府省等は本基準の適用に努める。

(注 1) 行政運営上の参考に資するため、大臣等の決裁を経て、大臣等が行政機関職員以外の有識者等の参集を求める会合であって、同一名称の下に、同一者に、複数回、継続して参集を求める予定しているもの。省令、訓令等を根拠としては開催しない。「審議会等の整理合理化に関する基本計画」平成 11 年 4 月 27 日 閣議決定 別紙 4 (抜粋)

2. 本基準の適用範囲

本基準において謝金とは、懇談会等行政運営上の会合への出席、講演、助言、原稿の執筆等による知識や意見等の提供、あるいは依頼した各府省等個別の実作業（国家試験問題作成、試験監督、採点、調査データの提供等）等を行う依頼先に対して支払う謝礼をいう。

本基準は、上記定義の謝金のうち、懇談会等行政運営上の会合への出席に対する会議出席謝金、講演会・研修等において講演や講義を行う講師等に対する講演謝金、会議等への出席とは別に来所して助言等を行う協力者に対する助言謝金、及び一般的な日本語原稿を執筆する執筆者に対する執筆謝金に適用し、本基準で標準単価を定める。

上記の会議出席謝金、講演謝金、助言謝金、執筆謝金以外の謝金である、標準単価を定めることが適切でない各府省等個別の実作業（注 2）に対する謝金の単価、及び本基準に記述のない謝金の単価（以上を併せて「個別の単価」という。）、並びに本基準の適用範囲内の謝金のうち標準単価によりがたい単価（以下「特別の単価」という。）については、本基準で定める標準単価を適用せず、各府省等において単価を定めることができる。

なお、謝礼としての性格を持たない支払（注 3）は、本基準が定義する謝金ではないため適用範囲外とする。

(注 2) 試験問題作成、試験監督、採点、実技・演習等による研修・指導・訓練、外国語による講義・講演、統計調査・モニター等への協力、作業補助等の単純労働の提供、口述書作成、論文・文献等の学術性の高い原稿又は外国語原稿の執筆、分析等の作業を伴う報告書の執筆、書誌等の監修、原稿の査読・校正、揮毫、教誨師等の慈善活動。

(注 3) 法律事務・医療行為・カウンセリング・研修・講演・執筆・翻訳・通

訳・グラビア作成・番組作成・楽器演奏・犬の訓練等を業とする者への対価としての支払、非常勤職員・顧問・参与等への給与としての支払、入札落札者との契約に基づく支払等。

第2 支払基準

1. 会議出席謝金支払基準

懇談会等行政運営上の会合（以下「会合」という。）への出席に対する会議出席謝金の日額及び時間単価は、原則として別表1の標準単価を適用する。

会合の主催者や影響度等を考慮し、別表1の備考を参考として、依頼する職名ごとに別表1の職名に対応する標準単価の中から適宜単価を選択する。

ただし、職名によらず一律の単価を設定する会合にあっては、別表1の標準単価の中から、適宜（日額と時間単価は区別する）単価を選択する。

【別表1】

(単位：円)

区分 △ 職名別 単価	標準単価					
	会長		委員（会員）・臨時委員		幹事・専門委員	
	日額	時間単価	日額	時間単価	日額	時間単価
①	22,700	11,300	19,600	9,800	17,700	8,800
②	20,500	10,200	17,700	8,800	15,700	7,800
③	18,400	9,200	16,100	8,000	13,700	6,800
④	16,400	8,200	14,000	7,000	11,700	5,800
⑤	14,400	7,200	12,000	6,000	9,700	4,800
⑥	12,300	6,100	9,900	4,900	7,600	3,800
⑦	10,300	5,100	7,900	3,900	5,600	2,800

（備考）

- (1) 区分①は、中央府省等が開催する会合で最も上位とすることが適當としたもの。
- (2) 区分②は、中央府省等が開催する会合で上位とすることが適當としたもの。
- (3) 区分③は、中央府省等が開催する会合で一般的なもの（大規模）。
- (4) 区分④は、中央府省等が開催する会合で一般的なもの（中規模）、又は地方支分部局が開催する会合で最も上位とすることが適當としたもの。
- (5) 区分⑤は、中央府省等が開催する会合で一般的なもの（小規模）、又は地方支分部局が開催する会合で上位とすることが適當としたもの。
- (6) 区分⑥は、中央府省等が開催する会合で下位とすることが適當としたもの、又は地方支分部局が開催する会合で一般的なもの。
- (7) 区分⑦は、他の区分より下位とすることが適當としたもの。

適用上の留意事項

- 【別表 1】の（備考）は、標準単価設定時に想定した適用である。この記述は、当面、参考指標とする。
- ひとつの会議等において、職名ごとに別表 1 の異なる区分の単価を選択することができる。
- 時間単価を適用する場合の支払対象とする時間は、移動時間及び控え室等での待機時間を除く会議等への出席による実働時間とする。
- 時間単価を適用する時間は 2 時間未満とし、それ以上の時間招集する場合は、原則として日額を適用する。
- 時間単価を適用する場合の支払単位は 1 時間とし、端数については、30 分未満は切り捨て、30 分以上は切り上げとする。ただし、全体で 30 分未満の場合は 1 時間とみなす。
- 国家公務員が公務として出席する場合は支給しない。
- 別表 1 の初期導出方法及び改定方法は、別添のとおりである。

2. 講演等謝金支払基準

講演会・研修等において講演や講義を行う講師等に対する講演謝金及び会議等への出席とは別に来所して助言等を行う協力者に対する助言謝金は、原則として別表 2 の標準単価を適用する。

依頼内容、依頼先の知名度を考慮し、別表 2 の分野別職位等を参考として、①から⑪までの標準単価の中から適宜単価を選択する。

【別表 2】

(単位 : 円)

標準単価		分野別職位等				
区分	時間単価	大学の職位	大学の職位にある者の平均勤続年数	民間	地方公共団体等	
①	11,300	大学学長級	17 年以上	会長・社長・役員級	知事・市町村長	
②	9,700	大学副学長級				
③	8,700	大学学部長級		工場長級		
④	7,900	大学教授級 1				
⑤	7,000	大学教授級 2	12 年以上	部長級	一	
⑥	6,100	大学准教授級		課長級	課長級	
⑦	5,100	大学講師級	12 年未満	課長代理級	室長級	
⑧	4,600	大学助教・助手級		係長・主任級	課長補佐級	
⑨	3,600	大学助手級以下 1		係員 1	課員 1	
⑩	2,600	大学助手級以下 2		係員 2	課員 2	
⑪	1,600	大学助手級以下 3		係員 3	課員 3	

適用上の留意事項

- 【別表 2】の分野別職位等は、標準単価設定時に想定した適用である。この記述は、当面、参考指標とする。
- 大学学長級、大学副学長級、大学学部長級には、それらを経験した大学教授級を含めてよい。
- 弁護士・医師・公認会計士・作家・俳優・評論家・僧侶・記者・アナウンサー等の個人については職位や階層の一般的な定義がないため、依頼分野にお

ける経験年数を考慮し、大学の職位にある者の平均勤続年数を参考として、別表 2 の標準単価の中から適宜単価を選択する。

- 支払対象とする時間は、移動時間及び控え室等での待機時間を除いた講演等出席による実働時間とする。
- 支払単位は 1 時間とし、1 時間未満の端数がある場合は、30 分未満は切り捨て、30 分以上は切り上げとする。ただし、全体で 30 分未満の場合は 1 時間とみなす。なお、研修所、大学校等の専ら教育・研修を行う施設等が行う授業については、支払単位及び端数の扱いについて、任意に設定してよい。
- 國家公務員が公務として講師等を行う場合は支給しない。
- 別表 2 の初期導出方法及び改定方法は、別添のとおりである。

3. 執筆謝金支払基準

一般的な日本語原稿を執筆する執筆者に対する執筆謝金は、原則として別表 3 の標準単価を適用する。

別表 3 の想定する原稿を参考として、①から⑤までの標準単価の中から適宜単価を選択する。

【別表 3】

(単位 : 円)

標準単価		想定する原稿
区分	原稿用紙(日本語 400 字)1 枚当たりの単価	
①	2,900	不特定の者を対象とした原稿の内、影響度が極めて高いもの
②	2,500	不特定の者を対象とした原稿の内、影響度が高いもの
③	2,000	不特定の者を対象とした原稿で、一般的なもの
④	1,500	特定の者を対象とした原稿の内、影響度が高いもの
⑤	1,000	特定の者を対象とした原稿で、一般的なもの

適用上の留意事項

- 【別表 3】の想定する原稿は、標準単価設定時に想定した適用である。この記述は、当面、参考指標とする。
- 400 字詰め原稿用紙以外の用紙を用いる場合は、日本語 400 字詰め原稿用紙に換算して単価を適用する。
- 支払単位は 0.5 枚とし、端数については、100 字未満は切り捨て、100 字以上は切り上げとする。ただし、全体で 100 字未満の場合は 0.5 枚とみなす。

- 国家公務員が公務として執筆する場合は支給しない。
- 別表3の初期導出方法及び改定方法は、別添のとおりである。

「謝金の標準支払基準」の各表の初期導出方法及び改定方法

平成 21 年 7 月 1 日
各府省等申合せ別添
平成 22 年 1 月 20 日
一部 改 定
平成 24 年 3 月 30 日
一部 改 定
平成 26 年 3 月 31 日
一部 改 定
平成 27 年 3 月 6 日
一部 改 定

本資料は、別表 1~3 に掲げる単価の導出方法及び改定方法を示したものであり、別表 1~3 に掲げる単価は、当初申合せ（平成 21 年 7 月 1 日）時点の単価である。

「謝金の標準支払基準」の各表の初期導出方法及び改定方法は、以下のとおりである。

1. 各表の初期導出方法

(1) 会議出席謝金支払基準の別表 1

【別表 1】

(単位：円)

区分 職名別 単価	標準単価					
	会長		委員（会員）・臨時委員		幹事・専門委員	
	日額	時間単価	日額	時間単価	日額	時間単価
①	23,400	11,700	20,200	10,100	18,300	9,100
②	21,100	10,500	18,300	9,100	16,100	8,000
③	19,000	9,500	16,500	8,200	14,100	7,000
④	16,900	8,400	14,400	7,200	12,000	6,000
⑤	14,800	7,400	12,300	6,100	9,900	4,900
⑥	12,700	6,300	10,200	5,100	7,800	3,900
⑦	10,600	5,300	8,100	4,000	5,700	2,800

(備考)

- (1) 区分①は、中央府省等が開催する会合で最も上位とすることが適當としたもの。
- (2) 区分②は、中央府省等が開催する会合で上位とすることが適當としたもの。
- (3) 区分③は、中央府省等が開催する会合で一般的なもの（大規模）。
- (4) 区分④は、中央府省等が開催する会合で一般的なもの（中規模）、又は地方支分部局が開催する会合で最も上位とすることが適當としたもの。
- (5) 区分⑤は、中央府省等が開催する会合で一般的なもの（小規模）、又は地方支分部局が開催する会合で上位とすることが適當としたもの。
- (6) 区分⑥は、中央府省等が開催する会合で下位とすることが適當としたもの、又は地方支分部局が開催する会合で一般的なもの。
- (7) 区分⑦は、他の区分より下位とすることが適當としたもの。

別表 1 の初期導出の説明

- 会議出席謝金の対象となる会議は、依頼先及び依頼内容が委員等手当の対象との類似性が高い。このため、「非常勤の委員等の区分別手当額」（平成 18 年 2 月 1 日 人事院給与局 事務連絡）の区分 B 及び C を別表 1 の区分①、②の会長及び委員（会員）・臨時委員に準用することにより整合させる。
- 平成 21 年 3 月に実施した支払実態調査の結果を踏まえて、下位に職名及び会議等を新設した。
- 職名については、「委員（会員）・臨時委員」の下位に、新たに「幹事・専門委員等」を設けた。
- 「幹事・専門委員等」の額は、区分①と区分②の比率が概ね 0.9 となることから、各々区分①の委員（会員）・臨時委員×0.9(0.91)、区分②の委員（会員）・臨時委員×0.9(0.88)とした。（100 円未満切捨て）
- 区分③は、職位ごとに区分②の額に区分②の額÷区分①の額で求めた比率を乗じて算出した。（100 円未満切捨て）
- 区分④から区分⑦の会長については、区分③の会長の額を起点として、区分②の会長の額と区分③の会長の額の階差（2,100 円）を順次減じて算出した。
- 区分④から区分⑦の委員（会員）・臨時委員及び幹事・専門委員については、会長の額と同様に、区分③における各職位の額を起点として、2,100 円を順次減じて算出した。
- 短時間の召集に関するニーズに対応するため、1 時間当たりの単価（時間単価）を設けた。対象となる会議等の開催時間が概ね 2 時間程度であることが一般的であることから、時間単価は日額の二分の一とした。（100 円未満切捨て）

- 参考として、平成 21 年 3 月に実施した支払実態調査の結果における中央及び地方での執行状況に基づいて、標準単価設定時に想定した適用を別表 1 の（備考）に記述した。この記述はフォローアップの中で検証する必要があるため、当面は拘束力のない参考指標とし、各府省等が現行単価額と大きく乖離しない標準単価を選択できるようにした。

(2) 講演等謝金支払基準の別表 2

【別表 2】

(単位 : 円)

標準単価		分野別職位等			
区分	時間単価	大学の職位	大学の職位にある者 の平均勤続年数	民間	地方公共団体 等
①	11,700	大学学長級	17 年以上	会長・社長・ 役員級	知事・市町村長
②	10,100	大学副学長級			
③	9,000	大学学部長級	12 年以上	工場長級	部長級
④	8,100	大学教授級 1			
⑤	7,200	大学教授級 2	12 年以上	部長級	課長級
⑥	6,300	大学准教授級			
⑦	5,300	大学講師級	12 年未満	課長代理級	室長級
⑧	4,700	大学助教・助手級		係長・主任級	課長補佐級
⑨	3,700	大学助手級以下 1		係員 1	課員 1
⑩	2,700	大学助手級以下 2		係員 2	課員 2
⑪	1,700	大学助手級以下 3		係員 3	課員 3

別表 2 の初期導出の説明

- 別表 1 の最高額である区分 1 の委員長（会長）の時間単価（11,700 円）を本支払基準の最高額とすることにより、会議出席謝金支払基準と整合させた。
- 大学学長から大学助手の額は、「平成 20 年職種別民間給与実態調査」（人事院）表 5 の大学の職位別給与額（時間外手当及び通勤手当を控除した「きまって支給する給与（月額）」）を用いて、大学学長を 1 としたときの相対値を求め、大学学長の時間単価（11,700 円）を乗じて算出した。（100 円未満切捨て）【参考表 1】
- なお、【参考表 1】において、大学教授 1 は「平成 20 年職種別民間給与実態調査」の大学教授の額であるが、大学准教授の額との乖離が大きいため、これらの額の中央値を算出し、便宜上「大学教授 2」とした。
- 「大学の職位にある者の平均勤続年数」は、『日本の統計 2008』（総務省統計局）の表 16-27 の男女平均値を四捨五入して求めた数値である。ここで平均勤続年数とは、実質的に勤務した期間をいう。
- 支払基準を簡素化するため、民間企業の役職員、地方公共団体の職員等については大学の職位と対応させた。対応の考え方は次のとおりである。
 - 「民間」については、「平成 20 年職種別民間給与実態調査」（人事院）の

表 5 の職種区分を用いた。この調査は企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の民間事業所を対象としている。同表における民間企業の職種別の値（時間外手当及び通勤手当を控除した「きまって支給する給与（月額）」）を大学の職位別の値（同）と比較対応させた。会長・社長・役員については、同表に記載されていないため、工場長級より上位の区分とした。なお、「工場長」とは構成員 50 人以上の工場の長で、役員でない者である。【参考表 2】

- 「地方公共団体等」については、地方公共団体職員の職位別給与実態統計がないこと、「平成 19 年度地方公務員給与実態調査結果のポイント」（総務省 平成 19 年 12 月 26 日発表）のうち、一般行政職についての国ベースに換算した金額が国家公務員の平均給与月額と差がないことから、「平成 20 年国家公務員等給与実態調査」（人事院）の第 6 表を用いた。同表における行政職俸給表（一）の行の各職位に対応する級の最大値と最小値を平均した値を大学の職位別給与額（時間外手当及び通勤手当を控除した「きまって支給する給与（月額）」）と比較対応させた。指定職については「一般職の職員の給与に関する法律」の指定職俸給表より各職位に該当する級の平均値を当該職位の額として比較対応させた。【参考表 2】【参考表 3】
- 【参考表 1】及び【参考表 2】の中で、「大学助教」については「大学助手」との差がほとんどないことから、「大学助教・助手級」として「大学助手」の数値を充てることとした。
- 平成 21 年 3 月に実施した支払実態調査の結果、「大学助教・助手級」以下にも実績が存在する。このため、支払基準の簡素化を考慮し、区分⑧の額から 1,000 円刻みで標準単価を設定した。
- 支払実態調査の結果、実施した時間に合わせた支払が行われていること、1 日当たり 5 時間を越える講義を実施している府省が複数存在することから、一日当たりの時間単価適用の上限値は設けなかった。
- 参考として、標準単価設定時に想定した適用を別表 2 の分野別職位等に記述した。この記述はフォローアップの中で検証する必要があるため、当面は拘束力のない参考指標とし、各府省等が現行単価額と大きく乖離しない標準単価を選択できるようにした。

(3) 執筆謝金支払基準の別表 3

【別表 3】

(単位 : 円)

標準単価		想定する原稿
区分	原稿用紙(日本語 400 字)1 枚当たりの単価	
①	3,000	不特定の者を対象とした原稿の内、影響度が極めて高いもの
②	2,500	不特定の者を対象とした原稿の内、影響度が高いもの
③	2,000	不特定の者を対象とした原稿で、一般的なもの
④	1,500	特定の者を対象とした原稿の内、影響度が高いもの
⑤	1,000	特定の者を対象とした原稿で、一般的なもの

別表 3 の初期導出の説明

- 平成 21 年 3 月に実施した支払実態調査の結果を勘案して決定した。
 - 一般的な日本語原稿(400 字)1 枚当たりの単価は、1,000 円から 3,000 円に集中している。
 - 適用した枚数が数百枚から 3,000 枚超と多く、標準単価の刻み幅を小さくする必要がある。
 - 原稿執筆の単価は、一般に、掲載される書誌の発行部数や知名度、執筆者の知名度等の要素により変動する。
- 複数の府省で日本語 400 字詰め原稿用紙に換算したときの端数を支払っていること、200 字単位の単価を設定している府省が存在することから、支払単位は 0.5 枚とした。
- 参考として、原稿執筆単価の一般的な変動要素を元に、標準単価設定時に想定した適用を別表 3 の想定する原稿に記述した。この記述はフォローアップの中で検証する必要があるため、当面は拘束力のない参考指標とし、各府省等が現行単価額と大きく乖離しない標準単価を選択できるようにした。
- 非常勤の委員等の区別手当額が変更になった場合、別表 3 の各標準単価額は、別表 1 及び別表 2 に準じて見直しを行う。

2. 各表の改定方法

- ・ 本基準の導出根拠である非常勤の委員等の区別手当額の改定は、指定職俸給表の改定状況等を踏まえ、一般職の職員の給与に関する法律第22条第1項の支給限度額及び人事院規則9-1（非常勤職員の給与）第2条の見なし承認の額が改定された後、人事院より事務連絡で示される。
- ・ 本基準の別表に掲げられた謝金の標準単価は、次年度予算に適切に反映させる必要があるため、本基準の改定に先立ち、指定職俸給表の改定を伴う人事院勧告が出された段階で関係部門と調整の上、標準単価の新旧対応表を各府省等へ連絡する。
- ・ 人事院勧告では指定職俸給表の改定率が示される。このため、以下の方法により改定後の標準単価を算出する。

【別表1】の標準単価(日額) (注1)

$$\text{改定後手当額} = \text{改定前手当額} \times (1 + \text{改定率}) \quad (100 \text{ 円未満四捨五入})$$

【別表1】の標準単価(時間単価) (注2)

$$\text{改定後手当額} = \text{【別表1】の標準単価 (日額)} \div 2 \quad (100 \text{ 円未満切捨て})$$

【別表2】の標準単価 (注2)

- ・ 区分①の改定後手当額 = 【別表1】の会長①の標準単価 (日額) $\div 2$
(100円未満切捨て)
- ・ 区分②～⑧の改定後手当額 = 区分①の改定後手当額 \times 比率(*)
(100円未満切捨て)
- ・ 区分⑨～⑪の改定後手当額 = 区分⑧の改定後手当額から 1,000円ずつ
減額

(*) 本資料の【参考表1】講演等謝金支払基準の算出表の比率

【別表3】の標準単価 (注1)

$$\text{改定後手当額} = \text{改定前手当額} \times (1 + \text{改定率}) \quad (100 \text{ 円未満四捨五入})$$

(注1) 標準単価額を改定率の増減に連動させるため、非常勤の委員等の区別手当額の改定と同じ改定計算式(100円未満四捨五入)を用いる。

(注2) 【別表1】の日額の 1/2 額(100円未満切捨て)を維持するため、初期導出方法により再計算する。

- ・ 人事院から発出される非常勤の委員等の手当に関する事務連絡を受けた後、改定後の額を確認し、各府省等申合せにより本基準を改定して公表する。

【参考表 1】講演等謝金支払基準の算出表

大学職位	日本の統計 2008 年 (総務省) 平均勤続年数	平成 20 年度職種別民間 給与実態調査（人事院） 平均給与月額 (控除後の額)	相対値	別表 2 の時間単価 (100 円未満切捨て)
大学学長		1,002,041 円	1.00	11,700 円
大学副学長		868,295 円	0.87	10,100 円
大学学部長		777,593 円	0.78	9,000 円
大学教授 1	17 年	700,961 円	0.70	8,100 円
大学教授 2(*1)		621,806 円	0.62	7,200 円
大学准教授	12 年	542,652 円	0.54	6,300 円
大学講師		460,941 円	0.46	5,300 円
(大学助教)		(412,629 円)	(0.41)	(4,800 円)
大学助手		406,018 円	0.41	4,700 円

(*1) 「平成 20 年職種別民間給与実態調査」(人事院) 表 5 における大学教授の給与額
(700,961 円) と大学准教授の給与額 (542,652 円) の中央値。

【参考表 2】民間給与実態と国家公務員給与実態との対応

(単位 : 円)

平成 20 年 職種別民間給与実態調査（人事院）				平成 20 年 国家公務員給与実態調査(人事院)	
大学職位	平均給与月額 (控除後)	民間 (事務系、 技術系)	平均給与 月額 (控除後)	職位 (対応する級)	国家公務員 (級別平均俸給 額の単純平均)
大学学長	1,002,041			局長級(*1) (4、5 級)	958,000
大学副学長	868,295				
大学学部長	777,593	支店長	779,888	局次長・部長級 (1、2、3 級)	785,500
大学教授	700,961	工場長	680,738		
(大学教授 と大学准教 授の中央値)	(621,806)	事務部長 技術部長	668,919 639,988		
大学准教授	542,652	事務課長 技術課長	554,625 539,101	課長級 (9、10 級)	545,199
大学講師	460,941	事務課長代理 技術課長代理	467,317 438,245	室長級 (7、8 級)	462,439
大学助教	412,629	事務係長 技術係長	390,499 395,234	課長補佐級 (5、6 級)	416,790
大学助手	406,018	事務主任 技術主任	341,003 345,655		

(*1) 「一般職の職員の給与に関する法律」の指定職俸給表による。

【参考表 3】平成 19 年度地方公務員給与実態調査結果のポイント（人事院）

区分	地方公務員		国家公務員	
	平均年齢	平均給与月額 (国ベース)	平均年齢	平均給与月額
一般行政職	43.7 年	394,168 円	40.7 年	383,541 円